かごしま県民手話言語条例に基づく県障害者施策推進協議会への意見について

- 県障害者施策推進協議会への意見の経緯・目的
- (1) 県障害者施策推進協議会は、障害者基本法により、県障害者計画の策定に対する意 見や施策の計画的な推進に関する事項等を調査審議することなどを目的に設置されて いる。
- (2) 現行の県障害者計画は、平成30年度から令和4年度までを計画期間としており、 今年度、改定を行う。
- (3) かごしま県民手話言語条例において、県が障害者計画において手話の普及等に関す る施策を策定しようとするときに、県障害者施策推進協議会は、県手話施策進協議会 の意見を聴かなければならない。

(意見の流れ)

県 障害者計画策定 ← 計画策定に 対する意見 推進協議会

施策を意見

手話施策 推進協議会

◎かごしま県民手話言語条例(抜粋)

(施策の策定及び推進)

- 第7条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のため の施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを 総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 鹿児島県障害者施策推進協議会条例(昭和49年鹿児島県条例第21号)第1条の鹿児島県 障害者施策推進協議会(以下,「障害者施策推進協議会」という。)は、県が前項の規定に より手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から障害者基本法第11条第 5項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あら かじめ、第17条第1項の鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 2 手話施策推進協議会委員への意見照会結果
- (1) 意見照会 各委員に6月1日付けで事前の意見集約のため、意見照会を実施
- (2) 照会結果

各委員より、かごしま県民手話言語条例の内容に沿って手話の普及等に関する施策 を次期障害者計画に盛り込むことが適当との意見をいただいたところ

※ 委員8名より具体的な取組について意見等あり…別紙のとおり(条文毎に整理)

【参考】

- 1 現行の障害者計画
- (1) 計画期間 平成30年度~令和4年度(5年間)
- (2) 記載事項
 - 第1章 総論

目指す姿 ~ 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり ~ 基本的な方針 ① 地域社会における共生等 ② 障害者差別の禁止

第2章 重点的に取り組む施策

- ① 県民の理解促進 ② 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ③ 障害福祉サービス提供体制の充実
- ④ 地域移行の支援

- ⑤ 社会参加の促進 ⑥ まちづくりの推進 ⑦ 障害児の支援
- ⑧ 雇用・就業の支援 ⑨ 離島における対策

第3章 分野別施策

- ① 生活環境
- ② 情報アクセシビリティ、意思疎通支援
- ③ 防災・防犯等 ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤ 生活支援
- ⑥ 保健・医療 ⑦ 行政における配慮
- ⑧ 雇用・就業
- 9 教育
- ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等
- 2 現行の障害者計画における手話の普及等に関する施策(抜粋)
 - ア 基本的な方針

全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段に ついての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段につい ての選択の機会の拡大が図られること。

イ 施策の基本的方向

- 「視聴覚障害者情報センター」において、点字・録音図書や字幕入りDVD等の 収集・貸出などにより、視聴覚障害者への情報提供に努めます。
- 県広報誌について、点字版・録音版を作成・配布するとともに、県政広報テレビ 番組において手話・字幕放送を実施するなど、障害のある人に配慮した県政の広報 に努めます。
- ・ 視聴覚障害者に対してコミュニケーション支援を行う、手話通訳者、要約筆記者、 音訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成研修を実施します。また、これらの派 遣体制の充実に努めます。

条例	が 本 委員の意見(8委員(団体)意見より)
	〇中核機能を活用してほしい (国の制度)
めの支援体制の整備】	市役所、情報センター、病院、保健所、聴覚障害者団体などのネットワークを
(第8条関係)	活用し、聴覚障害児をサポートできる体制を強めたい。
【手話を学ぶ機会の	○事業者に対して、手話講座を積極的に呼び掛けてほしい。
確保】(第9条関係)	手話言語条例では,合理的な配慮を行う事業者の支援をすることになっていま
	すが, 聴覚障害者に対しての配慮に戸惑う事業者もいるので, 聴覚障害者につい
	て知ってもらう手話講座を開催してほしい。
	民間が開催する講習会に手話通訳を付けてとお願いしたが、対応してもらえず、
	ろう者本人が手話通訳者を手配したこと,仕事や介護などのサービス業で周りが
	手話を使ってなく,寂しい思いをしているろうあ者もいます。
	〇手話通訳養成の為の予算,講習だけでなく,中途・難聴者の為の手話習得,講
	習予算確保
	○社会福祉施設(児童・成人障害者・高齢者)職員が手話を学ぶ機会の確保を図
	ります。
	〇医療関係職員が、手話を学ぶ機会の確保を図ります。
	〇他者との交流の場が少ない。ろう者だけ、ろう者と手話サークル会員のみの交
	流がほとんど。もっと幅広い層との交流の機会・場があってほしい。
	〇手話を必要とするのは、ろうあ・ろう者だけではない。手話は言語であると国
	も認めてます。手話は、必要とする者(ろう、難聴者、中途失聴者他)の意思疎
	通を行う手段の一つで、権利が尊重され、安心して生活することができる共生社
	会の実現が望ましい。
【手話を用いた情報	〇県政番組に手話を付けてくださり、助かります。通訳者が小さく映っているの
発信等】(第10条関係)	で、見やすい大きさにしてほしい。また、字幕を表示してほしい。
	〇災害対応について, 聴覚障害者のコミュニティ―支援システムを常に行っても
	らいたい。日頃から,聴覚障害者と関わりを持つと,災害や有事などが起きた時,
	連絡や安否確認が取れやすい。高齢者などは1週間に1回,連絡とります。(ネット
	で連絡を取る方法もある)
	〇遠隔手話事業で市町村に置かれたタブレットの使用用途を広げて、災害とコロ
	ナに絞らず、聴覚障害者の日常生活に関わる様々な用途で利用できるようにして
	ほしい。
	〇指定緊急避難場所と指定避難所と福祉避難所にコミュニケーション手段がとれ ストンは、50章指令しまた公蓋県が開るのかには古い根三七は十月ストギードな
	るように、50音指差し表や必要最低限の分かりやすい掲示板やホワイトボードな
	どを置いてほしい。また、支援者(手話通訳者など)は聴覚障害者や周りの人か このもえた。 嘘きめぶるしなじた 置いてほしい
	ら分かるように、腕章やベストなどを置いてほしい。
	○災害発生時のろう者に対する避難指示の周知方法を徹底してほしい。 ○災害時などの緊急放送やサイトンがろう者には関ニったいので、聴覚からの情
	〇災害時などの緊急放送やサイレンがろう者には聞こえないので、聴覚からの情 報だけでなく、視覚的な情報発信が必要
	報だけでなく、視覚的な情報発信が必要。

条例	委員の意見(8委員(団体)意見より)
【手話通訳を行う人	〇手話通訳者が健康に業務を行うことにより、情報保障を充分に行うことができ
材の育成等】	るため,特殊検診を盛り込んでほしい。(手話通訳者は大切な社会資源である。)
【学校における取組	〇聾学校・鹿児島県障害者職業能力開発学校の教員について、手話を獲得してか
の推進】(第12条関係)	ら学校に配置てほしい。
	ろう学校に配置されてから手話を覚えることが多い。生徒は手話での授業を楽
	しみしているので,教師を対象にした手話講座また,手話検定の受講などの取り
	組みを進めてほしい。
	○聞こえる子を持つ聾の親の相談、ふれあいの場を設けてほしい。
	聞こえる子供を持つ聴覚障害者,関係者と交流し,悩みや困っていることをサ
	ポートする場を設けてほしい。(聞こえる子を持つ聾の親・聾の親を持つ聞こえる
	子・聞こえない兄弟を持つ聞こえる子など)
	〇ろう学校教職員の手話を学ぶことは、現時点で積極的に行われていますが、そ
	の講師謝金を予算に組み込んでいただきたい。現時点では、PTA会費で支出し
	ているが、児童・生徒数減少に伴い厳しい。先生同士の学習会では、間違った手
	話のまま使用され学校内で広がり困る。ぜひ,部外講師継続のためにもお願いし
	たい。(以前も要望したが強く思います)
【観光旅行者への対	〇鹿児島中央駅の観光案内所に手話通訳を設置、また手話ガイドを付けてほしい。
応】(第13条関係)	
【事業者への支援】(第	○事業者に対して、手話講座を積極的に呼び掛けてほしい。【再掲】
14条関係)	手話言語条例では、合理的な配慮を行う事業者の支援をすることになっていま
	すが、聴覚障害者に対しての配慮に戸惑う事業者もいるので、聴覚障害者につい
	て知ってもらう手話講座を開催してほしい。
	民間が開催する講習会に手話通訳を付けてとお願いしたが、対応してもらえず、
	ろう者本人が手話通訳者を手配したこと、仕事や介護などのサービス業で周りが
	手話を使ってなく、寂しい思いをしているろうあ者もいます。
	〇ろうあ相談員の身分保障をしてほしい。
	〇手話通訳者養成の習得後の身分保障ができるように制度を整えてほしい。
	(非常勤職員でろうあ相談員、手話通訳を勤めている方々が多く、正式職員のよ
	うに処遇改善してほしい)
	〇県議会及びその他会見等において, 県民にわかりやすい言葉を用い説明してほ
	しい。
	〇事業所だけではなく,高等教育(大学,短大,専学)へ進学した際の情報保障
	方法の広報を。

県障害者施策推進協議会への意見(案)について

「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例(以下,かごしま県民手話言語条例)」は、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、令和2年3月に公布・施行されました。

かごしま県民手話言語条例第7条の規程に基づき、県は、今年度、新たに策定する県障害者計画(計画期間:令和5~9年度)において、手話の普及等に関する施策を策定するに当たり、下記のとおり意見します。

記

- 1 手話を習得するための支援体制の整備を図ること(第8条関係)
- (1) ろう者が乳幼時期から家族等ともに手話を習得することができるよう手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実等手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図る。
- 2 手話を学ぶ機会の確保等を図ること (第9条関係)
- (1) 県民が手話を学ぶ機会の確保を図る。
- (2) 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会の確保を図る。
- 3 手話を用いた情報発信等に努めること (第10条関係)
 - (1) 手話を用いた情報の発信に努める。
 - (2) 災害時等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援を行う。
- 4 手話通訳を行う人材の育成等を図ること (第11条関係)
- (1) 手話通訳を行う者及びその指導者の養成等を実施する。
- (2) 市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等に努める。
- 5 学校における取組の推進に努めること(第12条関係)
- (1) 教職員の手話に関する知識及び技能の向上に努める。
- (2) ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等に努める。
- 6 観光旅行者等への対応に努めること (第13条関係)
- (1) ろう者である観光旅行者等が安心して県内で滞在できるよう手話の普及等に努める。
- 7 事業者への支援を行うこと(第14条関係)
 - (1) 県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う。